

寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画

寝屋川市特定接種マニュアル

平成 28 年 12 月作成
健康推進室

<目次>

- 1 はじめに
- 2 特定接種とは
- 3 特定接種の接種対象業種と接種順位の考え方
- 4 特定接種の実施方法

1 はじめに

新型インフルエンザは、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しますが、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらします。

最近では、平成 21 年度世界的に流行した新型インフルエンザ (H1N1) は、病原性の低いウイルスでありましたが、多くの国民が感染し、発症しました。

これまで、国の新型インフルエンザ対策は、病原性の強い新型インフルエンザ (H7N5) を想定したものでしたが、平成 21 年度のパンデミックを受け、病原性の強弱に関わらず対応できるよう、平成 24 年「新型インフルエンザ等対策特別措置法 (以下「特措法」という。)」が制定されました。

特措法の制定を受けて国・府は「新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、本市も平成 26 年 3 月に「寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画 (以下「市行動計画」という。)」を策定しました。

この市行動計画には、本市における新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針や各発生段階における対策等について掲載してありますが、対策等を具体的に整備していくため、各々対応マニュアルを作成する必要があります。

なかでも、感染予防対策としての「予防接種の実施」については、「特定接種」(新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行なう予防接種)と住民を対象とした「住民接種」の 2 種類があります。

本市では、「住民接種」については、平成 28 年 2 月「寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画 住民接種マニュアル」を策定していますが、新型インフルエンザ等が発生し、特措法に基づく、特定接種が実施される場合、接種対象者に速やかに実施できるよう、新型インフルエンザ等未発生期に、発生時においての特定接種体制を確保するため、このマニュアルを作成するものです。

2 特定接種とは

「特定接種」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第28条に基づいて、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行なわれる予防接種をいう。

「特定接種」は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対し、市民に行う「住民接種」より先行して実施する。そのため、政府行動計画やガイドラインに接種対象となる業種、接種順位の基本的な考え方、登録の要件・基準などが定められており、この要件を満たす職員に対して特定接種を行う。（全ての公務員が「特定接種」の対象ではない）また、接種するワクチンは、新型インフルエンザの発生状況やワクチンの製造・製剤化のスピード、住民接種の緊急性等を考慮し、発生時に基本的対処方針諮問委員会の意見を聴いて政府対策本部が最終決定する特定接種のワクチンの総数を基に総枠調整を行うこととなっている。

3 特定接種の接種対象者と接種順位の考え方

政府行動計画において、特定接種の登録対象となる業種は下表のとおり。接種順位は、下表のグループ①（医療分野）からの順とすることを基本としている。 **グループ①→グループ②→グループ③の順で接種。**

実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、基本的対処方針によって決定される。

類型	業種等		接種順位	本市職員
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療	グループ①	休日診療所職員
	重大・緊急医療型	重大・緊急系医療		
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員		新型インフルエンザ発生により対応が必要となる業務に従事する者 国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者	グループ②	市職員（※） 市議会議員 消防（消防団）
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉型	サービス停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所	グループ③	上下水道局職員
	指定公共機関型	医薬品卸売業、ガス業、電気業、通信業等 上下水道、河川管理等		
	指定同類型（業務同類系）	医薬品卸売業、ガス業、電気業、通信業等		
	指定同類型（社会インフラ系）	金融証券決裁事業者、石油・鉱物卸売り業等		
	その他の登録事業者	飲食料品卸売業等	グループ④	

※新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行なう予防接種。市の職員全てが対象ではない。

グループ① < 新型インフルエンザ医療・休日診療所職員 >

休日診療所執務職員：管理医師、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、事務健康推進室職員（休日診療所担当）

グループ② < 公務員の特定接種の報告対象に関する基準 >

特定接種の対象となり得る職務	職種	本市職員	担当府省庁
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	市町村対策本部員	市長、副市長、上下水道管理者、教育長、理事、部長 計：30名	内閣官房
市町村対策本部の事務	市町村対策本部事務局職員	各部総務担当課長、市長室長、議会事務局課長、健康推進室長・課長、危機管理室長・課長、人事室長 計：21名 広報広聴課長、情報化推進課長、人事室課長、人事室保健師、危機管理室職員、健康推進室職員、市民活動振興室職員、広報広聴課職員 計：32名	内閣官房
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	保健センター職員 市保健師 (保健所職員)	健康推進室 市保健師 計：31名	厚生労働省
新型インフルエンザ等対策に必要な市町村予算の議決、議会への報告	地方議会議員	市議会議員 財政課長、財政課職員 計：36名	内閣官房
地方議会の運営	地方議会関係職員	議会事務局職員 計：7名	内閣官房
救急、消火、救助等	(消防職員) 消防団員	消防団 計：52名	消防庁

グループ③ < 上下水道局職員 >

指定公共機関型	上下水道局職員	職員 計：67名	厚生労働省
---------	---------	----------	-------

※上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道の業務を行う公務員については、公共性・公益性から整理し、指定公共機関型と同順位とする。

4 特定接種の実施方法

(1) 特定接種登録：特定接種管理システムの登録

○接種職員の登録担当課

グループ①	休日診療所職員	健康推進室
グループ②	市職員	危機管理室
	市議会議員	
	市消防団	危機管理室
グループ③	上下水道局職員	経営総務課

(2) 特定接種登録者名簿および接種順位表の作成

グループ①	休日診療所職員	健康推進室
グループ②	市職員	危機管理室・人事室
	市議会議員	議会事務局
	市消防団	危機管理室
グループ③	上下水道局職員	経営総務課

※ 別紙 各特定接種登録者名簿を参照

(3) 接種実施医療機関の確保

自機関内の病院又は診療所を接種実施医療機関として確保する場合を除き、接種実施医療機関と特定接種の実施に関して連携体制を構築するとともに当該医療機関と覚書を作成し、取り交わしておく。

※「特定接種登録申請書の入力に関する手引き」より。

本 市		特定接種実施医療機関等	覚書
グループ①	休日診療所職員	寝屋川市立保健福祉センター診療所	不要
グループ②	市職員	寝屋川市立保健福祉センター診療所	あり
	市議会議員		あり
	消防（消防団）	関西医科大学香里病院 〔※〕	あり
グループ③	上下水道局職員	寝屋川市立保健福祉センター診療所	あり

平成 28 年 8 月現在

※消防団員の特定接種は、関西医科大学香里病院に委託する（関西医科大学香里病院とは、覚書を交わしている）。

※市職員・市議会議員・上下水道局職員の特定接種は、一般社団法人寝屋川市医師会に委託し、覚書を交わす。

(4) 接種の順位・接種方法・接種回数

●接種の順位

- ① 医療分野 新型インフルエンザ等医療型 休日診療所職員
↓
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員 市職員
↓
- ③ 国民生活・国民経済安定分野 上下水道局職員

※接種は、国からの接種時期や開始の指定・通知等があり、①医療分野 から接種が開始となる予定である。①の接種後、どれくらいの期間をにおいて②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員 の接種へ移行するかは、ワクチンの供給量等を勘案して、その時点での判断となる見込みである。なお、③国民生活・国民経済安定分野の職員 への接種の時期も②の接種後、ワクチンの供給量等を勘案して、その時点での判断となる。

※①から③は、接種時期の設定が異なるため、指定された時期で各々の接種を実施しなければならない。

●接種方法

原則、集団接種。

- ① 医療分野 新型インフルエンザ等医療型 休日診療所職員
 - ・日時を設定し、市立保健福祉センター1階休日診療所で実施する。
 - ・診察・接種医は、休日診療所管理医師、医師会会員で行なう。
 - ・診察・接種補助は、健康推進室保健師等で実施する。
 - ・ワクチンの購入は、休日診療所で購入する。
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員 市職員
 - ・日時を設定し、市立保健福祉センター1階休日診療所もしくは3階集検室等で実施する。
 - ・診察・接種医は、医師会会員で行なう。(報償費で対応)
 - ・診察・接種補助は、人事室、健康推進室の保健師等で実施する。
 - ・ワクチンの購入は、休日診療所で購入する(ワクチン購入は医療機関が原則)。
- ③ 国民生活・国民経済安定分野 上下水道局職員
 - ・日時を設定し、市立保健福祉センター1階休日診療所もしくは3階集検室等で実施。
 - ・診察・接種医は、医師会会員で行なう。(報償費で対応)
 - ・診察・接種補助は、人事室、健康推進室の保健師等で実施する。
 - ・ワクチンの購入は、休日診療所で購入する(ワクチン購入は医療機関が原則)。

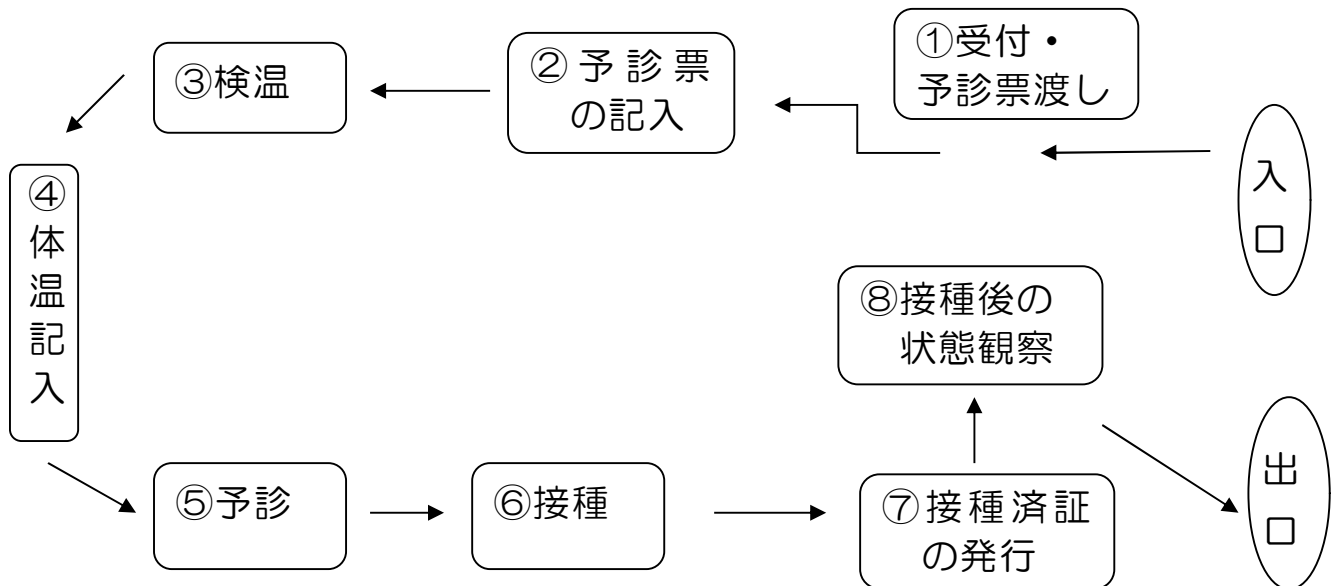
●接種回数：2回

※ただし、発生した新型インフルエンザ等のウイルスによって、成人は1回接種の場合もある。

●特定接種実施に伴う役割分担

	項目	担当課
1	特定接種に係る補正予算等の関係課の調整	人事室・危機管理室・議会事務局 ・経営総務課・健康推進室
2	ワクチンの購入	健康推進室
3	接種日程・会場等の調整	人事室・危機管理室・議会事務局 ・経営総務課
4	医師会との調整（接種医等）	健康推進室
5	接種当日の会場準備	人事室・危機管理室・議会事務局 ・経営総務課
6	接種当日のスタッフ ・受付、検温、接種証明、場内整理等 ・診察補助、接種補助等	人事室・危機管理室・議会事務局 ・経営総務課 健康推進室

<接種会場図例>



※集団接種の準備物：予診票・体温計・聴診器・舌圧子・ディスポ注射器・ワクチン・救急バック（酸素・アンビューバック・血圧計・緊急用薬剤等）等。

(5) 接種費用

接種費用の負担方法については、特措法第65条の規定に基づき、実施主体が支弁する（下表の登録人数は平成28年8月現在）。

ただし、接種費用については、ワクチン単価等が事前にわからないため、実施が決定してからの調整となる。

	本市	実施主体及び費用負担	本市担当課	接種登録人数
グループ①	休日診療所	市	健康推進室	83名
グループ②	市職員	市	人事室	130名
	市議会議員	市	議会事務局	27名
	消防（消防団）	消防庁	危機管理室	52名
グループ③	上下水道局職員	上下水道局	経営総務課	71名

「寝屋川市特定接種マニュアル」

人・ふれあい部	危機管理室
総務部	人事室
議会事務局	
上下水道局	経営総務課
健康部	健康推進室